

平成 25 年 4 月 1 日

お客様各位

プレミア証券株式会社  
〒103-0016  
東京都中央区日本橋小網町 9-3  
CANAL TOWER 6F

「犯罪収益移転防止法」改正に伴うお知らせ

平素は格別のお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

2013 年 4 月 1 日（月）より、「犯罪収益移転防止法」改正が施行されます。

つきましては、法人口座開設の際にご提出頂く事項が追加され、法人の本人確認書類の提出内容が以下のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

また、詳細につきましては、当社ホームページ「本人確認書類について」：

<http://www.premiere-fx.com/static/support/document.htm> をご確認ください。

【対象となるお客様】

- ・法人のお客様

【追加事項】

- ・実質的支配者の有無

：申告書は「本人確認書類について」よりダウンロード下さい。

( )実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係者。

法人	
株式会社、有限会社、相互会社、投資法人、合資会社、合名会社、合同会社、特定目的会社、医療法人等	25%を超える議決権を有している個人または法人のすべて。 (50%を超える議決権を有している株主がいる場合は、その個人または法人1名のみで結構です。また、議決権が25%を超える株主がいなければ実質的支配者と代表者が同一の場合は、「該当なし」となります。
一般社団法人・財団法人・学校法人、宗教法人、持分会社等 人、宗教法人、持分会社等	一般社団法人・財団法人・学校法人、宗教法人、持分会社等当該法人を代表する権限を有している方。 (法人を代表する権限を有している方が複数いる場合には、全ての方が該当となります。)

既に口座をご開設いただいているお客様は、改めてご申告いただく必要はございません。

以上